

# ベトナムにおける金融セクター（銀行）への投資

## 【はじめに】

グローバル化が進むベトナム経済において、金融セクターも外資に開放されてきており、特に 2007 年から 100%外資銀行がベトナムで活動できるようになった。ベトナムにおける金融セクター、特に銀行業への進出を検討する外国人投資家が増えていく状況の中で、現在の法律上の規制の下、どのような形態で銀行業に投資が可能なのかを検討し、報告する。

## 1. 銀行の数

ベトナム銀行業界の主要な政策立案者はベトナム中央銀行である。現在ベトナムは国営銀行 6 行、商業株式銀行 38 行、100%外資銀行 5 行、外資銀行の支店 42 行、合弁銀行 5 行、合計 96 行がある。多くの銀行は 2000 年以降に設立されている。

## 2. 投資形態

銀行の投資には事業実施リスクを負わずキャピタルゲインやインカムゲインを目的とした間接投資と、事業を主体的に実施する直接投資の 2 種類がある。投資目的や投資タイミングによりどちらかを選ぶことになる。

### 2.1 間接投資（既存のベトナムにある銀行の株式を購入）

ベトナムの商業株式銀行に対する外国人の株式所有は認められているが、現実には様々な制限が設けられている。

- ・外国人全体の各銀行に対する株式保有比率は最大 30%
- ・外国人投資家の各銀行に対する株式保有比率は最大 5%
- ・外資ファンド及び外資金融機関の各銀行に対する株式保有比率は最大 10%

ただし、外国人の“戦略投資家”と認定された場合は、株の 15%購入が許可され、首相の承認が得られ次第、20%まで引き上げられる。但し、戦略投資家になるためには法律に規定された厳格な基準を満たす必要がある。

### 2.2 直接投資

ベトナムの WTO 加盟に基づき、2007 年 4 月から 100%外資銀行がベトナムで銀行を設立できるようになり、2008 年 9 月に 2 つの外資銀行（Standard Chartered Bank 及び Hongkong Shanghai Banking Corporation/ HSBC）にライセンスが付与されたのを皮切りに、現在までに 5 つの銀行に付与されている。

しかし、100%外資銀行を設立する場合、支店のみを設置する場合より多くの資本金(およそ1億6000万ドル)が要求される他、ライセンス取得手続は煩瑣であり、参入障壁は高い。

一方、外資銀行が単に支店のみを設置する場合は、比較的低い資本金(1つの支店に1500万ドル)で許可されるものの、外資銀行の支店はライセンス業務外で活動できないほか、ベトナム全国において1行あたり最大2つまでの支店しか設立できず、リテールバンキング市場における競争力が制限される。また、100%外資銀行の設立と同様にライセンス取得手続は煩瑣で、参入障壁は高い。

### **[総括]**

ベトナムでは金融システムが未発達であり、直接投資の外資企業数が飛躍的に増えていることから、特に銀行業は将来性がある分野である。しかし、中央銀行の厳格な規制下であり、既得権益に守られる可能性がある一方で、外資の参入もあり、淘汰される銀行も多くなることが予想される。

### **参考文献**

State Bank of Vietnam website: <http://www.sbv.gov.vn/vn/home/index.jsp>